

1 滋賀県環境基本条例(平成8年3月公布、同年7月施行)

目的:本県の環境政策の基本的な方向を定めた条例であり、環境保全についての基本理念や県民・事業者・市町村・県の役割等を明らかにし、環境保全施策を総合的・計画的に推進することにより、健全で質の高い環境を確保し、次代に引き継いでいくことを目的としている。

概要:「生態系の微妙な均衡の確保」、「環境に関する権利と義務」及び「地球環境の保全」を基本理念と定め、この理念の下に、環境優先の理念と県民参加により、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、県では環境行政のマスタープランである環境総合計画を策定している。

また、この条例により、県民および事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、「びわ湖の日」を7月1日と定めている。

2 滋賀県環境学習の推進に関する条例(平成16年3月公布、平成16年4月月施行)

目的:持続可能な社会を構築するうえで、県民等が行う環境学習が重要であることから、環境学習の推進に係る基本理念、県民・県等の責務、環境学習の推進に必要な事項を定めている。

概要:「すべての県民が取り組む」、「あらゆる分野を対象とする」、「生涯にわたり段階的・継続的に取り組む」、「体験の重要性を認識する」、「地域の特徴を生かす」、「地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ」の6つを環境学習を進めるにあたっての基本理念とし、この理念の下に、環境学習の体系的、総合的、効果的な推進を図るため、県では「環境学習の推進に関する計画」を策定している。

3 滋賀県環境影響評価条例(平成10年12月公布、平成11年6月施行)

目的:土地の形状の変更、工作物の新設等の規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業の実施にあたり、あらかじめ環境影響評価等を行い、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的としている。

概要:「道路」、「河川」、「廃棄物処理施設」、「工場等の建設」など17の対象となる事業の種類、規模要件や環境影響評価等が適正に実施されるための技術指針等を定めるとともに、環境影響評価等が適切かつ円滑に行われるための手続き、住民参加に関する手続き等が規定されている。

4 滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(昭和54年10月公布、昭和55年7月施行)

目的:琵琶湖の富栄養化の防止に関し、県、県民および事業者の責務を明らかにし、排水の排出規制等の措置を講じることにより、琵琶湖の環境保全を図ることを目的としている。